

北海道食の安全・安心条例の概要

北海道農政部

制定の趣旨

BSEの発生や食品表示の偽装などにより、消費者の食品に対する信頼が大きく揺らいでいる中で、消費者の視点に立った食の安全・安心の確保が重要な課題となっています。

このため、食の安全・安心の確保に関する施策について、基本理念、関係者の責務等の基本となる事項を定め、道民の健康の保護と消費者に信頼される安全で安心な食品づくりをめざすため、食の安全・安心に関する基本条例として制定しました。

目的

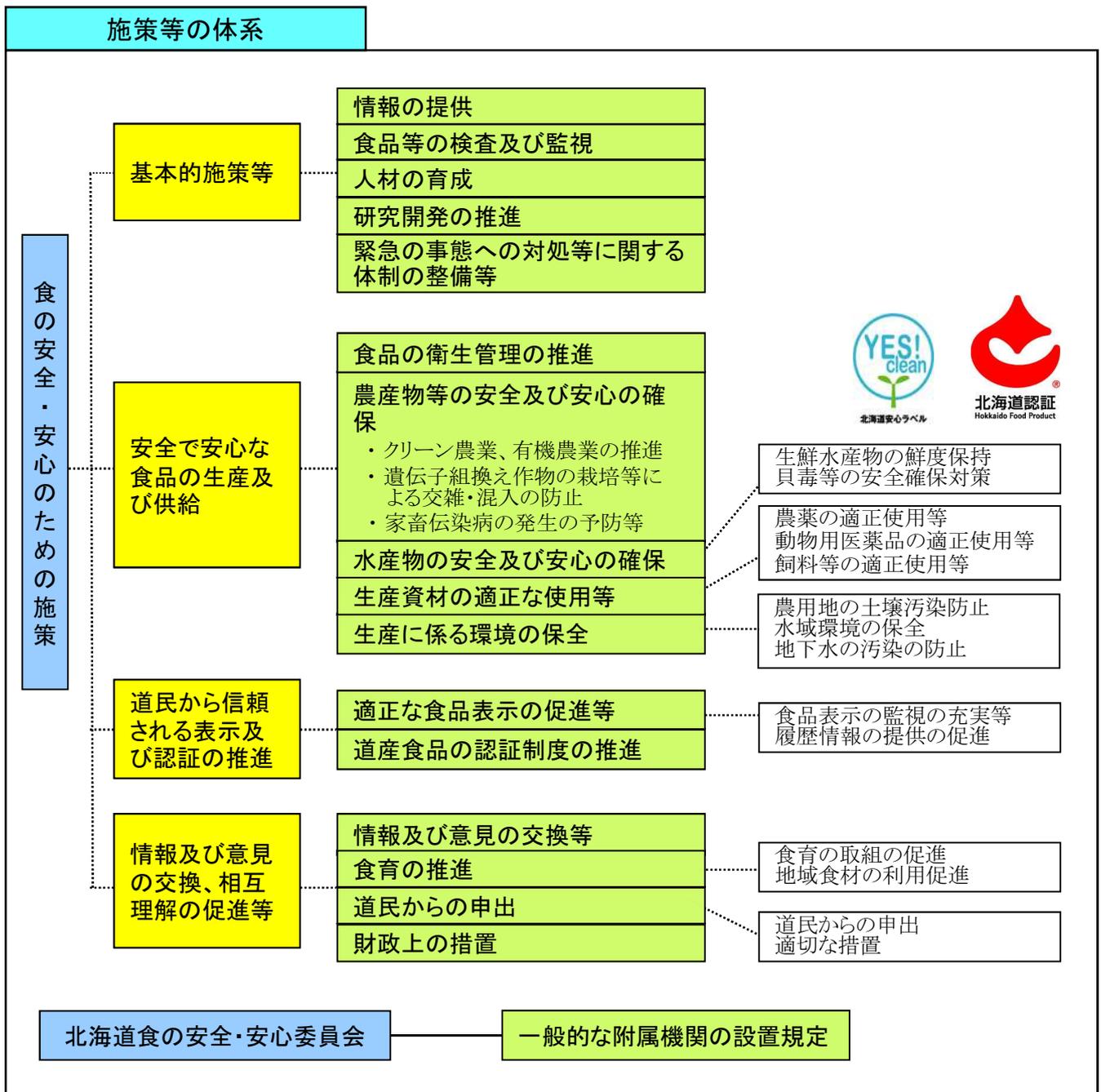
食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康を保護し、消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的としています。

基本理念

- ① 道民の安全で安心な食品の選択の機会の確保
- ② 道民の健康の保護が最も重要であるという認識の下での取組
- ③ 道民の要望及び意見の反映、生産者等その他道民との協働による取組
- ④ 食品の生産から消費に至る各段階における取組

条例のポイントと主な施策

- ポイント1 我が国最大の食料生産地域として、消費者重視の視点に立ち、北海道らしい特色ある具体的な施策を盛り込んでいること
- ポイント2 道産食品をはじめ輸入食品など食品全体を対象としていること
- ポイント3 食のリスクコミュニケーションの推進を盛り込んでいること
- ポイント4 食育を国に先駆け積極的に推進する姿勢を打出し、具体的な施策を盛り込んでいること
- ポイント5 全国で初めて遺伝子組換え作物の開放系での栽培による交雑・混入の防止に関する措置を盛り込んでいること
- ポイント6 安全・安心な食の生産環境を保全する具体的な施策を盛り込んでいること
- ポイント7 道民からの申出制度や食の危機管理体制の確立を盛り込んでいること



北海道食の安全・安心委員会	
知事の附属機関として設置しています	
審議内容	食の安全・安心に関する重要事項の調査審議等
構成	学識経験者、消費者、生産者等 15人以内
専門部会	専門的な事項の調査審議等を行う専門部会を必要に応じて設置

施行期日等
施行日 平成17年4月1日 条例の施行後、3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年ごとに、社会経済情勢の変化等を踏まえた検討を行います。